

## 25. 72

**国際商標登録出願における色彩についての取扱い**

1. 文字や図形等に色彩が付されている標章からなる商標について
  - (1) 色彩が付されている商標について保護を求めている国際商標登録出願の場合であって、色彩が付されていない商標（黒一色で記載されている商標）とその商標に色彩が付されている商標（黒一色で記載されている商標に色彩を付してなるもの）の2種類が記載されている場合は、我が国の国際商標登録出願において商標登録を受けようとする商標は、色彩が付されている商標とする。
  - (2) 国際商標登録出願における標章の記述<sup>i</sup>（以下「標章の記述」という。）に色彩に関する記載がある場合には、審査の参考にすることができるものとする。
2. 色彩のみからなる商標について  
色彩のみからなる商標については、商標審査基準第4 第5条（商標登録出願）7. (1)のとおりとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

---

<sup>i</sup> 【備考1】

国際商標登録出願の商標登録を受けようとする商標における色彩と標章の記述における色彩に関する記載とが一致しないときは、国際商標登録出願の商標登録を受けようとする商標に基づき審査するものとする。

なお、上記のような場合に、著しく相違するときは、国際事務局に対し、標章の記述における色彩に関する記載について確認するものとする。

【備考2】

標章の記述に、我が国の商標法第5条第6項ただし書の規定を受けようとする旨の記載があった場合については、商標審査便覧25. 01の3. を参照のこと。